

国民健康保険税の税率などが変わります

問 国保年金課 収納班 ☎(内線)3380

平成30年度の制度改革以降、国民健康保険は県が財政運営の責任主体となり、市町村から県に納める納付金によって、医療費の支払いがされています。

町では、国民健康保険税と公費だけでは納付金を県に納めることができず、多額の不足額を一般会計から補填している状況で、国からは、こうした赤字を遅くとも令和8年度までに解消するよう求められています。

このようなことから、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営していくため、税率などの改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。



町ホームページ
「国民健康保険税の納付」

●税率などの変更について

区分		税率			課税限度額		
		令和5年 3月まで	令和5年 4月から	増減	令和5年 3月まで	令和5年 4月から	増減
基礎課税分 医療保険分に相当する課税額 です。	所得割額の税率	6.28%	6.54%	0.26%	650,000円	据え置き	—
	被保険者均等割額	20,400円	22,000円	1,600円			
	世帯別平等割額	24,000円	21,600円	△2,400円			
後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度を支援 するためのもので、被保険者 全員に課税されます。	所得割額の税率	2.12%	2.62%	0.50%	200,000円	220,000円	20,000円
	被保険者均等割額	6,600円	8,600円	2,000円			
	世帯別平等割額	8,600円	8,400円	△200円			
介護納付金分 介護保険2号被保険者(40歳 ～64歳)に課税されます。	所得割額の税率	1.65%	2.10%	0.45%	170,000円	据え置き	—
	被保険者均等割額	7,000円	8,800円	1,800円			
	世帯別平等割額	6,000円	6,900円	900円			
合計	所得割額の税率	10.05%	11.26%	1.21%	1,020,000円	1,040,000円	20,000円
	被保険者均等割額	34,000円	39,400円	5,400円			
	世帯別平等割額	38,600円	36,900円	△1,700円			

●医療費減少による保険税の引き上げ抑制効果

保険税の引き上げを抑制するためには、医療費を減少させる必要があります。かかりつけ医を持ち、病状が悪化する前に受診することを心掛けてください。また、重複受診を避けることや、お薬手帳による薬の重複投薬チェック、ジェネリック医薬品の利用などの取り組みが有効です。さらに町が行う特定健康診査を受診し、異常の早期発見に努めてください。



町ホームページ
「人間ドック費用
助成制度」



町ホームページ
「特定健康診査」

せんでい

剪定枝は、乾かしてから
「資源C(枝)」の日に出しましょう

剪定枝、落ち葉、刈り草は、堆肥やチップにリサイクルすることで、焼却費用の削減や環境の保全にもつながります。「もやすごみ」ではなく、「資源C(枝)」の日に出してください。

●適正な出し方

- 剪定枝などは、天日干しをして、乾かしてから出してください。
- 土や砂は、十分に落としてから袋に入れてください。
- 「剪定枝・落ち葉・刈り草」以外のごみ(軍手、ごみ袋など)は入れないでください。

問 美化プラント ☎046(281)2258

✉ kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp



町ホームページ
「剪定枝のリサイクル」

●「燃やすごみ」として出すもの
(リサイクルできないごみ)

- 竹や笹 ●イチョウの葉 ●シュロ
- 野菜のつる(スイカ、カボチャ、トマト、ナスなど)